

No. 12 東 京 都 市 計 画 地 区 計 画			
名 称	大崎駅東口第4地区地区計画	面 積	約4.6ha
位 置	品川区大崎一丁目地内	摘 要	決 定
地区計画の目標	本地区は、ＪＲ線・りんかい線が乗り入れる大崎駅の東口に位置する交通利便性の高い地区であり、環状6号線、ＪＲ山手線及び目黒川に外周を囲まれた特徴的な地区形状を有している。周辺では、かつての町工場等が多く立地する工業系の土地利用からの土地利用転換に併せた高度利用等が進んでおり、本社機能や研究開発機能を有する企業の集積が進んでいる。一方で、本地区は狭隘な行き止り道路が多く、安全で快適な歩行者環境が未整備であるほか、建物の老朽化が進行するなど防災性の向上が課題となっている。また同時に、駅や周辺市街地、目黒川をつなぐバリアフリー化された歩行者ネットワークが形成されていないこと、遊休地化の進行、憩いの空間や緑の不足などの課題を抱えている。 大崎駅周辺地域は都市再生緊急整備地域に位置付けられており、「地域整備方針（令和3年8月）」では、「東京のものづくり産業をリードする新産業・業務拠点」や「魅力とにぎわいのある都市空間」を形成していくことなどが示されている。 「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」では、中核的な拠点に位置付けられ、「駅のターミナル機能を生かし、大規模低未利用地の計画的な土地利用転換や機能更新が進み、研究開発型産業を核とする業務、商業、文化、居住などの複合的機能を備えた、東京のものづくり産業をリードする、魅力とにぎわいのある拠点を形成」することなどがまちの将来像として示されている。 「品川区まちづくりマスタープラン（令和5年3月）」では、広域活性化拠点として位置付けられ、「職・住・遊・学の拠点の魅力で、多様な人々をひきつける質の高い先端都市」といった地区のまちづくりの目標が掲げられているほか、「新産業・業務拠点の形成、都心居住・商業機能等の導入」、「道路・広場空間・歩行者ネットワーク・公園の充実」といった方針が示されている。また、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン（平成16年11月）」では、目標とする将来市街地像として「東京のものづくり産業をリードする拠点形成を担いつつ、多様な人々が共に、住み、働き、学び、親しみ、楽しむ都市」が掲げられているほか、「大崎駅東口第4地区まちづくりガイドライン（令和5年7月）」では、「はたらく場」や「くらす場」を充実するとともに、大崎固有の魅力である「みどり豊かな環境」や「ものづくり技術」をつなげ、新たな魅力を発信し、人々をひきつけるまちを創造することなどをまちづくりの方向性とし、業務・商業・住宅等の機能を導入した複合市街地や、それとあわせたまとまりのある広場空間や都市軸の形成、大崎駅周辺地域における歩行者の回遊性の向上、安全な自動車ネットワークの形成、みどり豊かな大崎を印象付けるみどりのネットワークの形成、防災力の強化などが示されている。 これらを背景としながら、ものづくり産業や新産業、研究開発等に携わる企業等の入居に対応した業務機能、都心居住や子育て支援等を推進する住宅、商業等の機能の複合的な導入、地区の特性を生かした魅力の発信などとともに、駅や周辺市街地及び目黒川との接続性を高める歩行者ネットワークの形成、整備する位置や利用者の属性に応じた広場等のみどり豊かなオープンスペースの整備、土地利用転換に伴う新しい都市活動を支える道路		

	地区計画の目標	等の基盤整備を段階的かつ一体的に推進し、地域の防災対応力強化や、環境負荷低減に配慮しながら、大崎駅東口における更なる拠点性の向上及び個性豊かな魅力を発信し続ける複合市街地の形成を図る。 また、エリアマネジメントの取組により、広場等を活用した交流の促進やにぎわいの創出及び、公共的な空間の適切な維持管理を行うことで、地域の魅力・価値の持続的な向上を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	大崎駅東口第4地区まちづくりガイドラインに示されている都市基盤の考え方に基づき、以下の方針に従って必要な公共施設等の整備を行う。 1 道路等の整備方針 (1) 大崎駅と本地区とを円滑につなぐバリアフリーの歩行者ネットワークを形成するため、デッキレベルに歩行者専用道路1号を整備する。 (2) 土地利用転換に伴う新しい都市活動を支えるとともに、地区内の円滑な交通処理を可能とする区画道路1号を整備する。 2 歩行者ネットワークの整備方針 (1) デッキレベルを中心に、滞留機能を備えながら大崎駅と周辺地域を広域的につなぐとともに、浸水等の災害時には緊急避難動線としても機能する地区のシンボルとなる歩行者通路1号を整備する。 (2) 環状6号線とJR山手線沿いの歩行者ネットワークをつなぐ南北方向の歩行者動線として歩行者通路2号を、広場状空地1号と公園1号をつなぐ東西方向の歩行者動線として歩行者通路3号を整備する。 (3) ゆとりとにぎわいのある街並みの演出及び安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、歩道状空地1号、2号、3号、4号及び5号を整備する。 (4) 五反田方面から広町方面へと続く緑豊かな目黒川沿いの歩行者ネットワークをつなぐ河川管理用通路を整備する。 (5) 目黒川沿いのにぎわい創出、舟運ネットワークの形成及び災害時における活用による防災性の向上を図るため、船着場を整備する。 (6) 広町方面との広域的な歩行者ネットワーク形成を図るために、交通規制と併せた歩行者空間改善を行う。 3 広場等の整備方針 (1) 大崎駅から本地区への動線を受け止め、地区の玄関口としてのにぎわいを創出するとともに、ものづくりをはじめとした地区の特徴・魅力を発信する広場1号をデッキレベルに整備する。 (2) 目黒川沿いの水とみどりのネットワークの起点であり、鉄道等からの視認性の高い立地特性を生かし、当地区で生み出すにぎわいや潤いを表出する象徴的な空間として、地上とデッキレベルをゆるやかにつなぐ緑量豊かな緑地広場1号を整備する。 (3) 子育て世帯をはじめ多様な人々の憩いの場となるとともに、交流を促進する広場状空地1号及び3号を地区の中央に整備する。 (4) 環状6号線沿いや目黒川沿いの歩行者動線を受け止め、建物低層部と一体的なにぎわいを形成するとともに、デッキレベルの歩行者ネットワークへ人々を誘う地上レベルのエントランス空間としても機能する一団の空間を備えた広場状空地2号を整備する。 4 公園の整備方針

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	(1) 日常的なにぎわい及び災害時の防災性の向上に資する公園 1 号を整備する。 (2) 船着き場と一体となり、水辺のにぎわい形成等に資する公園 2 号を整備する。 (3) 地区北側に位置する大崎駅東口第 2 地区等と一体となった緑のネットワークの形成を図る。 5 自転車等駐車場の整備方針 (1) 大崎駅東口周辺の放置自転車対策を強化するため、自転車駐車場を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、良好な市街地環境を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度等、地区の特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。 2 周辺市街地との調和に配慮しつつ、個性豊かな魅力を発信する良好な市街地景観の形成を図るため、建築物の高さの最高限度並びに壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3 敷地内の緑化や屋上緑化の推進に努めるとともに、周辺市街地との緑の連続性や、目黒川沿いの親水性の向上に配慮した空間形成を図る。 4 低炭素エネルギーの活用及び建築物や設備の省エネルギー化を推進し、環境負荷の少ない施設建築物等を整備する。 5 地域防災力の強化に向け、一時滞在施設及び防災備蓄倉庫を整備する。 6 水害時においても建築物の自立性を確保するため、機能継続に当たり必要な諸室や一時滞在施設・防災備蓄倉庫等については、想定される最大浸水高さ以上の位置に整備する。 7 都市構造上の位置付け、都市基盤施設の整備水準などを勘案して、将来見直すことを想定した容積率を地区全体として 5 0 0 % と設定する。 さらに、地区ごとに地域環境の整備に資する貢献内容等を評価し、容積率の最高限度を設定することにより、地区特性に応じた都市空間を形成する。 8 大崎駅に近接する A 地区では、研究開発機能を含む業務機能を集積させる等により、駅東口の新たな玄関口としての拠点性の向上を図るとともに、C 地区では周辺の広場状空地や公園、歩行者通路等の周辺環境への配慮のため、A、C 地区内で容積の適正配分を行う。 9 大崎駅周辺で形成されてきた 1 4 0 m 程度の高層建築群と連携し、品川方面や大井町方面等からの視線に配慮した、大崎駅周辺の視認性を高めるスカイラインを形成する。
再開発等促進区	位 置	品川区大崎一丁目地内
	面 積	約 4. 6 h a
	土地利用に関する基本方針	大崎駅前、環状 6 号線沿い、鉄道沿い、目黒川沿い等の地区の立地特性等を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、駅東口の更なる拠点性向上に寄与するまちの魅力を発信し続ける複合市街地の形成を図るため、土地利用に関する基本方針を次のように定める。 1 地区全体でものづくり産業や新産業に携わる企業等の入居に対応した業務機能、研究開発等の機能及び都心居住や子育て支援等を推進する住宅、商業等の機能を複合的に導入する。また地区特性に応じた広場や公園等を確保し、潤いとにぎわいある複合市街地の形成及び周辺市街地とのつながりの強化を図る。

再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	2 A地区は、大崎駅との一体性や回遊性を向上させる歩行者専用道路や駅に近接する立地を生かした駅東口の新たな玄関口となる広場を配置するとともに、業務や商業等の機能を導入する。 3 B地区は、人々の交流の場となる広場を配置するとともに、住宅や商業等の機能を導入する。 4 C地区は、周辺環境や広場との関係性に配慮しつつ、業務機能等を導入する。 5 D地区は、目黒川沿いの水と緑のネットワークを形成する潤いのある緑豊かな広場等を配置するとともに、住宅、業務、商業、地域コミュニティ等の機能を導入する。 6 E地区は、複合市街地の形成に資する住宅等の機能の導入を図る。 7 F地区は、日常時のみならず災害時の活用も想定した公園を整備する。				
	主要な公共施設の配置及び規模位置	種 類	名 称	面積及び幅員	延 長	備 考
		道 路	歩行者専用道路1号	4 m	約80 m	新設、デッキレベル階段等を含む。
		その他の公共空地	歩行者通路1号	4 m	約450 m	新設、地上及びデッキレベル階段、昇降機等を含む。
			広場1号	約1,000 m ²	—	新設、デッキレベル
			緑地広場1号	約1,000 m ²	—	新設
地区整備計画	位 置	品川区大崎一丁目各地内				
	面 積	約4.6 ha				
	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	面積及び幅員	延 長	備 考
		道 路	区画道路1号	8～12 m	約500 m	新設
		公 園	公園1号	約1,000 m ²	—	新設
			公園2号	約300 m ²	—	新設
		その他の公共空地	広場状空地1号	約2,000 m ²	—	新設
			広場状空地2号	約1,500 m ²	—	新設
			広場状空地3号	約600 m ²	—	新設
			歩行者通路2号	約4 m	約75 m	新設
			歩行者通路3号	約4 m	約90 m	新設
			歩道状空地1号	約5 m	約100 m	新設
			歩道状空地2号	約5 m	約70 m	新設

地区施設の 配置及び規模			その他の 公共空地		歩道状空地 3 号	約 5 m	約 1 3 0 m	新設	
					歩道状空地 4 号	約 3 m	約 1 5 0 m	新設	
					歩道状空地 5 号	約 3 m	約 2 7 5 m	新設	
建築物等に関する事項	地区の 区分	名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区	
		面積	約 0. 8 h a	約 0. 8 h a	約 0. 4 h a	約 2. 0 h a	約 0. 4 h a	約 0. 2 h a	
	建築物等の 用途の制限		1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。 2 建築基準法別表第二（ぬ）項に指定されている建築物は建築してはならない。ただし A、C 及び D 地区においては、同項第二号に指定されている建築物は除く。						—
	建築物の容積率 の最高限度		1 0 分の 7 5	1 0 分の 7 0	1 0 分の 2 5	1 0 分の 7 0	—	—	
	建築物の容積率 の最低限度		1 0 分の 4 0	1 0 分の 4 0	1 0 分の 1 0	1 0 分の 4 0	—	—	
	建築物の建蔽率 の最高限度		1 0 分の 6 ただし、建築基準法第 5 3 条第 3 項の規定を適用する場合は、この限りではない。					—	—
	建築物等の高さ の最高限度		1 4 0 m 建築物の高さは G L (T. P. + 3. 6 m) からに よる。	1 4 0 m 建築物の高さは G L (T. P. + 3. 3 m) からに よる。	3 5 m 建築物の高さは G L (T. P. + 3. 8 m) からに よる。	1 4 0 m 建築物の高さは G L (T. P. + 2. 5 m) からに よる。	1 4 0 m 建築物の高さは G L (T. P. + 3. 3 m) からに よる。	—	
	建築物の敷地面 積の最低限度		5, 0 0 0 m ²	5, 0 0 0 m ²	2, 0 0 0 m ²	5, 0 0 0 m ²	2, 0 0 0 m ²	—	
	建築物の建築面 積の最低限度		2, 0 0 0 m ²	2, 0 0 0 m ²	1, 0 0 0 m ²	2, 0 0 0 m ²	—	—	
壁面の位置 の制限		建築物の外壁又はこれに変わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない、ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等の部分については、この限りではない。 1 歩行者の回遊性や利便性の向上、円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等に類する用途に供する建築物の部分等及びそれを支える柱その他これらに類するもの 2 歩行者の快適・安全性の確保のために設ける屋根、柵、標識等及び環境向上のために設ける案内板、植栽帯、ベンチ等その他これらに類する用途に供するもの 3 道路と接続する車路その他これらに類する用途に供するもの							

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩に配慮し、周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。
建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1項に基づく東京都容積率の許可に関する取扱い基準（平成16年3月4日 15都市建市第282号）Ⅱ3（1）（4）の用途に供する部分を除くことができる。 「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限は計画図表示の通り」 理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、多様な機能が高度に集積した安全で快適な複合市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。			